

新座市内部統制運用状況報告書

令和 7 年度取組状況

新座市内部統制庁内対策委員会

令和 8 年 9 月

はじめに

本市では、市民のニーズが複雑化・多様化する中、行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供し、事務の適正な執行を確保するため、令和元年6月に「新座市内部統制に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定した。

この基本方針に基づき、「法令等の遵守（コンプライアンス）」、「業務の効率的かつ効果的な遂行」、「財務報告等の信頼性の確保」及び「資産の保全」といった目的を達成するため、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月策定（令和6年3月改定）総務省。以下「ガイドライン」という。）を参考にリスクを設定して、その対策を講じてきた。

また、リスクの設定については、前年度の評価結果を踏まえた見直しに加え、これまでの事故報告案件や監査における指摘事項等もリスクに加えるなど、組織としてのリスクを適宜見直すとともに、必要な対策の見直しも行っている。

このように、内部統制の運用開始以降、監査指摘事項ゼロを目指して、発生するリスクを未然に防止するための様々な対策を講じ、リスク管理に組織的に取り組んできたところである。

本報告書は、本市で実施した令和7年度の内部統制の取組状況について取りまとめたものである。

目 次

1 内部統制とは

- (1) 本市における内部統制
- (2) リスク評価の概要

2 内部統制に係る周知・啓発等

- (1) 研修の実施
- (2) 職員に対する通知等
- (3) 法令等情報の提供
- (4) 業務に係る計画及びマニュアルの提供

3 リスク管理に係る取組

- (1) リスク評価シートによるリスクの把握・評価
- (2) リスク事例に関する情報共有とその対応
- (3) 定期監査等の結果に関する情報共有及び対応
- (4) 重要取組事項の設定と対策の検討

1 内部統制とは

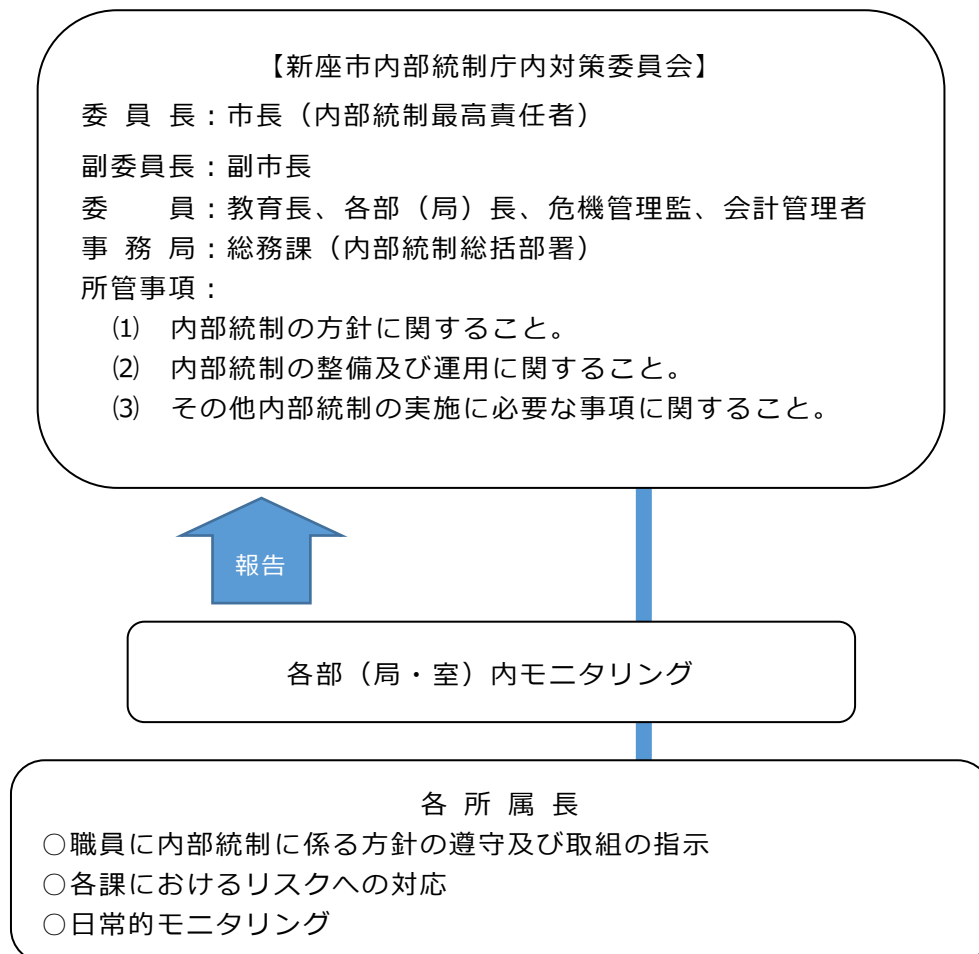
国は、内部統制について「住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別及び評価し、対応策を講じることで、事務の適正な執行を確保すること」と定義している。

事務の適正な執行を確保するためには、組織内において、業務を適切に進めるためのルールや手続を設けて、組織内の全ての人々が、そのルールに基づいて業務を遂行するプロセスが必要となる。内部統制はこうした事務の適正な執行を確保する取組のことであり、問題が発覚してから事後的に対処するのではなく、事前に予防・発見できるようになる仕組みである。

(1) 本市における内部統制

平成29年6月に「地方自治法等の一部を改正する法律」が公布され、指定都市を除く市町村では、令和2年4月1日から内部統制に関する方針を定め、これに基づき必要な体制を整備することが努力義務となった。

本市においては、市長を委員長とする新座市内部統制庁内対策委員会を設置し、①内部統制に関する方針、②内部統制の整備及び運用、③その他必要な事項を決定するとともに、全庁的な体制で内部統制を行っている。



(2) リスク評価の概要

令和7年4月1日から令和8年3月31日までを評価対象期間とし、全所属共通のリスクに加えて、過去の監査における指摘事項等や事故報告案件についても評価を実施した。

なお、全所属共通のリスクについては、前年度から一部項目の併合を行い、全12項目とした。

また、各所属で設定する「重点取組事項」及びその対応策記載欄を追加し、発生しやすいリスクに特化した対策も行った。

令和7年6月 リスク評価シート作成

- 所属においてリスクの把握・対応策の検討を行う。

令和8年2月 自己評価

- 所属においてリスクの対応策等の評価・点検を行う。

令和8年3月 最終評価

- 自己評価を踏まえ、内部統制庁内対策委員会で評価を行う。

全所属共通のリスク（12項目）

リスク	リスクの内容
(1)個人情報の漏えい・紛失	・メール、郵便物、FAX等の誤送付等により意図せずに外部に漏えいする。 ・個人情報が記載されている書類又はUSB等を紛失する。 ・外部委託先から個人情報が漏洩する。
(2)証明書等の発行誤り	・申請者を誤って証明書、保険証、手帳等を発行する。 ・申請内容と異なる証明書を発行する。
(3)なりすまし	・申請資格のない者に、申請資格を与えてしまう。
(4)賦課内容の誤り	・税、保険料等の金額を誤る。
(5)不適切な契約	・意思決定とは異なる内容又は不適切な価格での発注・契約をする。 ・不適切な業者選定を行う。 ・契約関係書類に不備がある。
(6)契約手続きの不備	・議決を経ずに、1億5,000万円以上の工事又は製造の請負契約行う。 ・議決を経ずに、2,000万円以上の財産（動産・不動産）の取得又は処分を行う。

(7)事務等の不十分な引継 や情報共有の不備	・事務の引継や情報共有が十分に行われず、 業務に影響が発生したり、問題が拡大する。
(8)調定の不備	・歳入調定の漏れ又は遅れにより、適正に予 算が管理されていない。
(9)支払誤り	・予算の支出に際して、金額や支払先を誤 る。 ・財務会計システムで金額等の入力誤りや二 重登録をする。
(10)徴収誤り	・税や証明書の発行手数料等を過大又は過少 に徴収する。
(11)不十分な資産管理	・備品等が適切に把握されていない。また、 有効利用されていない。 ・備品購入時において、発注内容と異なる物 品を収納する。
(12)現金・金券の紛失	・現金・金券を紛失する。

2 内部統制に係る周知・啓発等

(1) 研修の実施

法令・マニュアル等に基づく事務の適正な執行が確保されるよう研修を実施した。

実施日	内 容	参加者
令和7年4月 3日	初任者研修（内部統制）	新規採用職員
令和7年4月24日 4月25日	事務担当者研修（内部統制）	各所属1～2名

(2) 職員に対する通知等

内部統制に係る取組を全職員が把握できるよう適宜周知を行うとともに、職員の内部統制に係る意識の醸成を図ることを目的として、ポスターや業務用端末のポップアップを活用して啓発を図った。

ア 内部統制庁内対策委員会からの通知・連絡

年月日	内 容
令和7年5月23日	内部統制の実施について
令和7年9月16日	内部統制の確実な実施について（決算審査の結果を踏まえた注意喚起）
令和8年2月24日	内部統制の確実な実施について（定期監査の結果を踏まえた注意喚起）
令和8年3月18日	職員による任意団体の現金等の取扱いについて
令和8年4月13日	内部統制制度に係るリスク評価シートの評価結果について

イ ポスターの掲出

掲出月	主 な 内 容
令和7年6月	令和7年度目標の周知、事務担当者研修の内容確認依頼、ヒヤリハット事案
令和7年9月	令和6年度決算監査の講評、リスク評価シートの重点取組事項
令和8年1月	内部統制の重要性、マニュアルの作成更新削除

令和 8 年 3 月	定期監査の結果、事故対応報告書の提出状況、 人事異動に伴う確実な事務の引継ぎについて
------------	---

ウ 業務用端末へのポップアップの活用

職員が業務用端末を起動する際、内部統制に係る取組として全職員に共有しておきたい内容等をポップアップで表示し、適宜周知を行った。

表示内容は、内部統制に係る目標や重点取組事項を周知するものを週 1 回掲出したことに加え、毎月末には、「内部統制の日」として、毎年多く発生している支出漏れや調定漏れを防ぐため、各所属において財務会計システム等で処理状況を確認することを習慣化するよう呼び掛ける内容等を掲出した。

(3) 法令等情報の提供

法令等の改正情報について、随時、関係所管課との情報共有を行い、適宜条例・規則の改正を行った。

(4) 業務に係る計画及びマニュアルの提供

職員が業務において把握すべき各種計画及びマニュアルについて、共有フォルダに統一した掲載方法により整理しているが、それらの内容が常に最新のものとするよう周知・管理した。

3 リスク管理に係る取組

(1) リスク評価シートによるリスクの把握・評価

全所属において、年度当初及び年度途中にリスク評価シートに基づくリスクの把握及び対応策の検討を実施し、年度末に運用状況等について自己評価を実施した。

この自己評価を基に、内部統制庁内対策委員会で最終評価を実施し、各所属へ評価結果を通知して今後の業務に活用するよう指示した。

なお、リスクの抽出状況及び評価結果は下表のとおりである。

リスクの内容	抽出状況	評価結果
	リスク該当 所属数	運用において 「不備あり」 となった所属数
(1)個人情報の漏えい・紛失	5 7	2
(2)証明書等の発行誤り	3 7	0
(3)なりすまし	3 3	0
(4)賦課内容の誤り	1 0	0
(5)不適切な契約	5 6	2
(6)契約手続きの不備	3 7	0
(7)事務等の不十分な引継や情報提供の不備	5 7	3
(8)調定の不備	4 8	0
(9)支払誤り	5 7	7
(10)徴収誤り	1 9	1
(11)不十分な資産管理	4 6	0
(12)現金・金券の紛失	4 6	0
(13)その他 ((1)~(12)以外)	3 5	2

(2) リスク事例に関する情報共有とその対応

各所属から提出された事故対応報告書を取りまとめるとともに、その内容や発生頻度に応じて全庁に事例を共有して注意を促した。

令和7年度は20件の事故報告があり、そのうち「予算区分誤りに起因する工事発注の遅延による追加の設計業務委託」、「いじめ重大事態調査委員会委員報酬の誤支給」及び「受水槽の漏水」は、組織内外への影響が大きく、

重大な不備に該当するものと判断した（下表参照）。

今回、重大な不備に該当するものと判断したものは、令和８年２月１６日に開催した新座市内部統制庁内対策委員会において共有した。

【重大な不備】

事案の概要	内容及び経緯	原因及び対策
予算区分誤りに起因する工事発注の遅延による追加の設計業務委託について	【内容】 旧新座市保健センター解体工事の補正予算計上において、繰越明許費で計上すべき予算を債務負担行為として計上し、その誤りを是正するために再度議決を得る必要が生じたため、工事発注が３か月遅延した。 工事単価は毎月更新されるため、単価更新に伴う再補正設計業務委託が必要となり、本来不要であった委託料９１３，０００円を追加で支出した。 【経緯】 新型コロナウイルスワクチン接種事業推進室終了に伴い、令和６年５月に、９月の解体工事発注として契約していたが、令和６年９月議会において、予算の計上先を誤ったため、その誤りを是正するため、令和６年１２月議会において、再度議決を得る必要が生じた。 そのため、工事の発注が３か月遅延することになった。	【原因】 担当者の認識誤り及び上席の確認不足 【原因を生んだ背景】 公共施設マネジメント課から事前に注意喚起があったものの、担当者が繰越明許費と債務負担行為を同義と誤認しており、かつ、上席による確認が十分に行われなかったため。 【原因及び背景への対策】 複数年度にわたる事業の予算については、担当者に一任しないこと及び上席による根拠確認を怠らない。 また、他所属との調整を伴う予算については、合議等による再確認を求める。
いじめ重大事態調査委員会委員報酬の誤支給について	【内容】 令和６年度から報酬を倍額で予算要求し、議決したものの、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例改正の手続きをせず、支給していた。 【経緯】 令和７年１１月に、当報酬に関する住民監査請求があり、令和８年１月に	【原因】 担当者の知識不足 【原因を生んだ背景】 組織内部統制機能の不全 【原因及び背景への対策】 今後は、新任の指導主事に対して初任者研修を活用して、適切な事務執行について学ぶ機会を設けるとともに、事務処理

	住民監査請求に係る監査勧告が行われた。	について教育総務課との連携強化を図ることで再発防止に努める。
受水槽の漏水について	【内容】 福祉の里の施設内にある受水槽のFMバルブ（定水位弁）が故障し、受水槽に給水され続けたため、オーバーフロー管から水が排出され続けた。（漏水） 【経緯】 令和7年8月25日、改修工事の設備業者が漏水を発見し、給水バルブを閉めて修理を手配した。同日午後1時に設備保守点検業者が確認した結果、ボールタップが固着しFMバルブが正常に動作していなかったことが原因で受水槽に給水され続けたことが判明した。当日は応急措置で動くようになったが、早急に修理を手配し、9月8日にFMバルブの交換修繕が完了した。 本来、受水槽が満水になった場合は警報が出るものであるが、警報が出ておらず、FMバルブ交換修繕時に調査した結果、受水槽内部に設置されている満水を感知するための電極棒がオーバーフロー管よりも高い位置にあり、満水を感知しなかったものと原因を特定した。 9月22日に満水を感知する電極棒の交換修繕（延長）を実施し、交換後、受水槽に水を張って、満水時に中央監視装置及び加圧給水ポンプ盤に警報が出ることを確認した。	【原因】 受水槽の清掃・点検作業時のボールタップの動作は正常であった。電極棒については目視で腐食や錆び等の確認を行っているが、電極棒が塩化ビニル管の中に入っていることから長さを確認できるものではなく、満水警報の動作確認も法的に定められているものではないことから実施していなかった。 【原因を生んだ背景】 受水槽は設置後32年経過しており、経年で不具合が生じたものと考えられる。 【原因及び背景への対策】 受水槽清掃・点検において、満水警報の動作確認を実施するとともに、職員及び夜間巡回のシルバー職員による、毎日の確認及び月に1回以上、メーターでの漏水確認を実施する。

(3) 定期監査等の結果に関する情報共有及び対応

令和7年度内部統制に係る目標は、前年度に引続き、「令和7年度事務執行における監査指摘事項ゼロ」としているが、定期監査においての指摘事項は0件であり、また、決算審査において2件の指摘事項があった。

指摘内容については全庁に共有するとともに、次のような対応をとった。

ア 内部統制庁内対策委員会の対応

定期監査及び決算審査の結果に基づき、職員に対して、適正な事務処理を行うよう指示するとともに、通知を発出し、指摘事項と同様のミスが発生させないよう啓発を行った。

イ 指摘事項等に関する事務を所管する部署の対応

所管課	対応状況
財政課	・「予算規則に基づく適正な事務執行について」通知発出 (令和7年5月9日付)
管財契約課	・「市内公共施設の受水槽等管理状況調査について」通知 発出(令和8年2月18日付)

(4) 重点取組事項の設定と対策の検討

令和6年度は、令和6年度の目標である「事務執行における監査指摘事項ゼロ」を達成するための具体的な取組を、内部統制庁内対策委員会が「重点取組事項」（①郵便等の誤送付対策、②支払誤り対策、③支出負担行為手続の不備対策）として決定し、全庁的な対策を行った。

しかしながら、内部統制庁内対策委員会で決定した「重点取組事項」が、全ての所属で該当する事案ではなく、効果が限定的となっていたことから、令和7年度は「重点取組事項」を各所属で決定することとし、それぞれ発生しやすいリスクを「重点取組事項」とした。

このことによって、全ての所属で監査指摘事項ゼロを目指して取り組むべきリスクや対策を検討することができたことに加え、内部統制の意義や効果について改めて考える機会となり、職員の意識向上につながる効果的な取組となった。